

令和 8年 7月29日

まんのう町長
栗田 隆義 殿

まんのう町監査委員 新名 均

まんのう町監査委員 京兼 愛子

令和7年度 まんのう町健全化判断比率及び
資金不足比率審査の結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定
により、審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
について審査した結果を次のとおり提出する。

記

1. 審査の期日
- 令和8年7月29日
2. 審査の場所
- まんのう町役場「第2委員会室」

3 審査の対象

令和7年度 まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率
健全化判断比率 (単位:%)

区 分	令和7年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	実質赤字額はない	13.93	20.00
連結実質赤字比率	連結実質赤字額はない	18.93	30.00
実質公債費比率	6.8	25.0	35.0
将来負担比率	将来負担額はない	350.0	－

資金不足比率 (単位:%)

会計の名称	令和7年度	経営健全化基準
下水道事業会計	資金不足額はない	20.0

4 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を
記載した書類が適正に作成されているかどうか、また経営健全化審査は町長から提出された資金
不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼
として実施した。

5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来
負担比率の全てにおいて早期健全化基準と比較すると、これを下回っている。

資金不足比率については、一般会計及び特別会計の全てにおいて資金不足額はなく、経営
健全化基準を下回っている。

6 審査意見

本町の健全化判断比率は法令の定める基準を下回っており良好な状態にあるといえるが、今後も
財政規律を維持し健全な財政運営と財政基盤の強化に努められたい。

また、事業会計においても前年度と同様に資金不足はなく、今後も効率的な運営、健全な経営に
努められたい。